

未公開 裁決事例紹介

デューデリジェンス費用における損金算入の可否

審判所、取締役会による意思決定の前後を問わず



○買収した会社に係るデューデリジェンス費用（DD費用）が「その有価証券の購入のために要した費用」（法令119条①一）に該当するか否かが争われた裁決。請求人は、「その有価証券の購入のために要した費用」は、株式を購入すると決めた後の費用のみが該当し、請求人が買収した会社に係る各DD費用は、請求人の取締役会等が買収の意思決定を行う前に発生した当該意思決定を得るための必要経費であるから、「その有価証券の購入のために要した費用」に該当しないなどと主張したが、国税不服審判所は、「その有価証券の購入のために要した費用」には、原則として、当該有価証券の取得を目的としてその取得に関連して支出する一切の費用が含まれるというべきであり、各DD費用は、買収対象会社の株式という特定の株式の取得を目的としてその取得に関連して支出した費用であると認められるから、「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するとの判断を示し、請求人の請求を棄却した（高裁（法）令5-4）。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

基礎事実等

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、買収した会社に係るデューデリジェンス費用について損金の額に算入していたところ、原処分庁が、当該デューデリジェンス費用は、当該会社の株式の購入のために要した費用であり当該株式の取得価額に算入すべきものとして、法人税等の更正処分等を行ったことから、請求人が原処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令（略）

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

なお、以下、請求人の法人税の事業年度及び地方法人税の課税事業年度について、各個別の終了年月をもって表記する（例えば、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間は、法人税について「令和2年3月期」といい、地方法人税について「令和2年3月課税事業年度」という。）。

イ 請求人は、××××××××××××を営む法人である。

ロ 請求人は、企業買収を行うに当たり、買収の対象となる会社に意向表明書を提出し、当該会社が応諾した後、デューデリジェンス（以下「DD」という。）を実施し、DDの結果を踏まえて、当該会社を買収するか否かに